

売買停止期間の見直しについて

平成15年12月24日
株式会社名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1 . 改正趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所では、従来、会社情報に係る売買停止を行った場合は、発行者が当該情報の発表を行った場合でも終日売買停止としていたが、平成10年7月には発行者による発表後90分、平成11年12月に60分と短縮するなど、情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえながら、適宜、売買停止期間の見直しを行ってきた。 ・ ただし、その後の証券市場をめぐる外部環境をみると、インターネット等の更なる普及等により、市場参加者の情報入手の迅速性・容易性は格段に向上し、迅速な取引機会の提供へのニーズが高まっているところである。また、今般のインサイダー取引規制の見直しにより、上場会社が開示を行った場合は、直ちに証券取引所等のホームページで当該情報を入手可能となる予定である。 ・ 当取引所では、このような外部環境の変化や市場参加者のニーズに対応するため、売買停止期間の見直しを行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年2月施行予定
2 . 現行制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所では、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報内容が不明確である場合又は当該情報を周知させる必要がある場合には、売買停止を行っている。 ・ 売買停止期間は、発行者が当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後 60分経過した時までとしている。 ・ ただし、監理ポスト割当ての場合は当該ポスト変更に係る決定が発表された後 60分経過した時までとしている。(なお、整理ポスト割当てを決定した場合は、当該決定日は終日売買停止している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙参照

売買停止制度の改正概要

別紙

売買停止となるケース	売買停止の運用の流れ
<p>1. 会社発表による売買停止 (情報周知のための売買停止)</p>	
<p>2. 新聞等報道による売買停止 (不明確情報による売買停止)</p>	
<p>3. 売買停止後、監理ポスト割当が発表された場合</p>	
<p>4. 売買停止後、整理ポスト割当が発表された場合</p>	